

「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成25年12月18日(水)から平成26年1月24日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について意見・情報の募集を行った結果、3名の県民(団体)から延べ10件の意見・情報が提出されました。

これらの意見・情報については、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を以下に示しています。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報は一部要約しています。

2. 提出された意見・情報の概要

章	項目	件数
3	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	8
4	各段階における対策	2

3. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する考え方
3 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針				
(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点				
1	6	② 危機管理としての特措法の性格	「新型インフルエンザや新感染症」の記載では、再興型インフルエンザは含まれないと考えられる。	行動計画 P2 において、本行動計画においての対象とする感染症についての定義を行っており、その中で、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）と規定しており、再興型インフルエンザも含まれることとなりますので、現行のとおりとします。
2	6	② 危機管理としての特措法の性格	抗インフルエンザ薬の予防投与の記載があるが、他の記載と整合させ、抗インフルエンザウイルス薬と統一記載すべき。	御意見のとおり、抗インフルエンザウイルス薬と修正します。
3	—	—	インフルエンザのみならず、呼吸器感染症全般（上気道炎、肺炎、結核、季節性インフルエンザを含む）の罹患・重症化の予防、及び死亡リスク対策として「タバコ対策=禁煙推進、受動喫煙の危害防止」が重要ですが、新型インフルエンザ対策行動計画にこの「タバコ対策=禁煙推進、受動喫煙の危害防止」を基本対策として盛り込むことが不可欠です。	喫煙による健康への影響は多岐に渡ることから、滋賀県では、「健康しが たばこ対策指針」等において、たばこの健康への影響に関する普及啓発を進めるとともに、未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止対策、禁煙支援などのたばこ対策に取り組むこととしております。
4	—	—	新型インフルエンザのパンデミックの予防・蔓延防止に備えて市民に禁煙を促し、受動喫煙の危害防止対策を推	

			進すること、取り分け「受動喫煙防止条例」の早期制定を運動させて、禁煙推進と受動喫煙の危害防止の徹底遵守・周知が必要です。 ・インフルエンザと喫煙の関係は、喫煙者は非喫煙者の2.42倍インフルエンザに罹患しやすく、罹患すると重症になることが確かめられています。 （喫煙者は非喫煙者の2.42倍インフルエンザに罹患し、症状が重くなる確率は、非喫煙者30%、ヘビースモーカー54%、インフルエンザ患者の31%は喫煙がなければ発病しなかった。 Lidia et al. Cigarette Smoking and Infection. Arch InternMed. 2004;164:2206-2216) ・またインフルエンザの死亡のリスク要因は動脈硬化を主とする心血管系疾患、糖尿病、呼吸器系疾患などであり、かつ喫煙及び受動喫煙は、これら疾患の予防可能なリスク要因です。 （これらは喫煙で2～10倍増える） ・従って、新型インフルエンザの罹患・重症化・死亡リスクを減らすためには、生活習慣病対策、とりわけ禁煙・受動喫煙防止推進が最も重要な対策のひとつです。新型インフルエンザ対策としてタバコ対策は非常に有効なので、これらの対策を行動計画に盛り込むべきです。	
(4) 対策推進のための役割分担				
5	8	⑦県民等	不要な外出の回避など行動の制限を含め、感染者への偏見、風評被害などの防止についても県民の義務として明記することが必要ではないか。	県民の役割として、御意見の内容を含め、既に記載しておりますので、現行のとおりとします。

(5) 行動計画の主要 6 項目				
6	—	④ 予防・まん延防止	医療者へのワクチン接種については、常勤者換算でなく実数で接種の機会を確保すること。人間に 0.5 人、0.8 人はあり得ない。	御意見の内容につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、特定接種（医療従事者等に対するワクチン接種）に関することと考えられます。 この業務につきましては、特定接種の登録要領により国の業務として実施しているものです。
7	9	① 実施体制	2009 年の新型インフルエンザ流行時、県内発生患者の情報が、報道機関が先に入手し、警察が情報を得るために問合せでも個人情報保護という理由で情報が得られなかったと聞く、検討の余地があるのではないか。	行動計画の主要 6 項目のうちの①実施体制の項におきまして、新型インフルエンザ等が発生し、国が「政府対策本部」を設置した時は、速やかに警察も含めた「県対策本部」を設置します。 その下で対策全体の基本方針を示し、全庁一体となった対策を講ずることとし、業務の遂行に必要な個人情報について共有に努めてまいります。
8	10	③ 情報提供・共有	2009 年の新型インフルエンザ発生時、厚生労働省からの発表から情報伝達に時間がかかりすぎた印象がある。情報の伝達を迅速にする必要がある。	情報の伝達につきましては、行動計画の主要 6 項目のうちの③情報提供・共有の項（エ）発生時における県民等への情報提供および共有の i）発生時の情報共有についてにおきまして、新型インフルエンザ等の

				発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況について、特に、対策の決定のプロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行うことを記載しており、適切な運用に努めてまいります。
4 各段階における対策				
未発生期 5 医療				
9	24	(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	平成25年度にリレンザについて追加備蓄の予定があるが、本計画に反映されるのか	追加備蓄分についても反映させ、記載することとします。 25,200人分 → 58,400人分
県内未発生期 5 医療				
10	33	(5)-3 患者への対応等	抗インフルエンザ薬の予防投与の記載があるが、他の記載と整合させ、抗インフルエンザウイルス薬と統一記載すべき。	御意見のとおり、抗インフルエンザウイルス薬と修正します。

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画(案) 新旧対照表

【旧】 11月県議会常任委員会で報告した計画(案)	【新】 県民政策コメントの意見を反映した計画(案)
【6ページ】 (3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 ②危機管理としての特措法の性格 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、<u>抗インフルエンザ薬</u>等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。 【24ページ】 (5) - 6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 (省略) ＜ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー(商品名：リレンザ)の備蓄量＞ <u>25,200人分</u>(1人分の治療量は、4ブリスター/日×5日間の計20ブリスター) 【33ページ】 (5) - 3 患者への対応等 ③ 県は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であっても个人防护具を着用せずに患者と接触した者には、<u>抗インフルエンザ薬</u>の予防投与および有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。	【6ページ】 (3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 ②危機管理としての特措法の性格 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、<u>抗インフルエンザウイルス薬</u>等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。 【24ページ】 (5) - 6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 (省略) ＜ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー(商品名：リレンザ)の備蓄量＞ <u>58,400人分</u>(1人分の治療量は、4ブリスター/日×5日間の計20ブリスター) 【33ページ】 (5) - 3 患者への対応等 ③ 県は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であっても个人防护具を着用せずに患者と接触した者には、<u>抗インフルエンザウイルス薬</u>の予防投与および有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。